TCフォーラム
中央情報

2012年8月30日発行
第33号

ＴＣフォーラム
（納税者権利憲章をつくる会）事務局発行
東京都中野区中野4-5-1-501
電話・03―3385―0124

ＴＣフォーラムの「ＴＣ」はTaxpayer Charter（納税者権利憲章）の頭文字を意味しています。

真に納税者の権利を確立するために粘り強く運動を展開しよう！！「どうなる新国税通則法による税務調査」をテーマにシンポジウム開催

去る2012年６月９日（土）、東京税理士会館においてＴＣフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）の第20回定時総会が開催された。開会にあたり、鶴見祐策ＴＣフォーラム代表委員から次のような挨拶があった。「我々20年間の運動の展開は、わが国の税制と税務行政における国民主権の回復を目指すものだった。とくにこの２年間は政権与党を巻き込んでの法改正を目指した。この間いろいろな経験をし学ぶことも多かった。この経験をどう活かすか、これからの運動をどうするのかが問題である。改悪という見方は否めないが、行政を変えていくのは納税者自身であり、税理士、弁護士などの実務家の任務にかかっていることに変わりはない。新国税通則法の問題点を明らかにし、パネラーの皆さんと会場の皆さんの知恵を集めて、運動の現場での闘いに資する討議をし、今日の集会を意義あるものにしていきたい。」

第20回定時総会で開会の挨拶をする鶴見祐策弁護士
（ＴＣフォーラム代表委員）

つづいて、「どうなる新国税通則法による税務調査」をテーマにシンポジウムが行われた。パネラーの岡田俊明税理士（ＴＣフォーラム事務局）、小林正和全建総連税金対策部長、中山真全商連常任理事の３名より発言を受け、会場からの質疑や意見が活発に出され議論を深めた。司会は、湖東京至事務局長が務めた。

岡田俊明税理士の報告要旨

新国税通則法をどう活用するか

Ｑ＆Ａ新国税通則法に伴う税務調査への対応（第１稿）をもとに報告を行う。

法律ができるまでの過程では問題点を挙げて徹底的に批判するが、法律ができたら納税者の権利を護る上で解釈していくべきである。租税法は、納税者の権利・利益を護るものであり、行政の限界を定めたものである。

税務署の対応はどうなるか次の２つのことが予想される。一つは、課税庁が従来以上に強権的な調査を行う。もう一つは、手続きが明確化

シンポジウムでベースとなる報告を行う岡田俊明税理士（ＴＣフォーラム事務局）

されたことにより税務職員に一定の歯止めがかかる。

事前通知の問題から入るが、まず基本的に税務調査の枠組みは変わっていない。また、任意調査であることに変わりはない。納税者側は拒否できないが、任意調査であるからそこには限界があるとうことだ。課税庁側は、強制できないことを確認しておく。これが大前提となる。

事前通知の手続き規定、調査の終了手続きが法制化された、この二つは大きな改正となる。入口と出口は明確化されたが、調査の中身の手続きはほとんどないので、従来の延長となる。

事前通知は調査の限界を決めるもの

事前通知については、当初法案では文書で行うとなっていたが削除された。しかし、事前通知の方法は定められていないので、文書の可能性は残されている。国税庁は電話を考えているようだが、文書を要求していくことも重要。「あらかじめ」とあるが具体的な日数の規定はない。諸外国では14日以上前までで運用されている。

事前通知すべき内容は10項目が法制化された。大切なのはこの10項目のうち一つ欠けても不備となり税務調査が違法となる可能性があるということだ。通知された内容が税務調査の限界を決めることになる。

税務調査の対象となる期間は法律の定めがあるわけではない。課税庁側が決めてきくる。

当分の間，国税庁は3年といってくるはずなので、３年であることを確認することが重要。帳簿書類その他の物件は、事業に関係するものに限られるので、例えば個人の預金通帳は対象とはならない。電話で通知を受けたらチェックシート（ＴＣフォーラムが作成したものを参照）をチェックして、最後に読み上げて確認をする。

無予告調査が行われたら、拒否は出来ないが、都合が悪いからと言って帰ってもらうことはできる。そして、事前通知を要しない調査に該当するのかどうかを確認することが必要になってくる。現金商売だからという理由はなくなる。国税庁は通達で例示を出してくることが予想される。

提示・提出にどう対処

質問検査権に「提示・提出」要求が追加された。この部分が権限強化になる可能性がある。提示・提出には、罰則規定があるので、従来よりも強行になることが予想される。提出を求められたら、「全部ここで調査をやってくれ」と頑張る必要がある。「提示」は消費税法30条７項の帳簿書類の提示がなければ仕入税額控除否認になることと関係している。2014（平成26）年１月からの記帳義務も微妙に絡んでくる。

調査終了時の通知、説明、文書の交付

調査終了の手続きは、通知、説明、交付の３パターン。通知は、申告是認の通知が郵送で来る。調査結果の説明は必ず行われる。説明は、「額」と「理由」が提示される。このときに修正申告の勧奨が行われる。嫌だといえば更正処分になる。この場合は、提示された額で処分されることになるはずだが、国税庁は「あらたな非違事項」を用意して更正処分をする可能性がある。この辺の交渉が大事になってくる。修正申告の勧奨をする場合は、文書が交付される。この文書には不服申立ては出来ないが更正の請求は５年間できるということが書いてある。税理士は納税者に対してこの説明をきちんとすることが重要になってくる。

小林正和全建総連税金対策部長の報告要旨

零細な白色申告者にとって負担となる記帳義務化

全建総連は、中小零細な建設現場で働く労働者、事業者で構成されている。2014年１月１日に施行となる記帳等の義務化については、組合

パネラーをつとめた小林正和全建総連税金対策部長、小林氏は零細な白色申告者の記帳義務に対する国税庁交渉などについて報告

員から心配の声が上がっている。

過度な負担を零細事業者にかけるなという要請を行っているところである。国税庁のホームページを見ると、「こういう帳簿が必要です。」とか、「分からなければ学習会を開きます」とある。

今回、とくに問題なのは、売上・仕入などについて取引があったら「日々の記帳」が義務となる点で、経理担当者がいるわけではない零細な事業者にとっては大きな負担となる。

手帳に出面（でづら）を書いているのが実態。特に、現場にいる職人は毎日の記帳義務は現実的に対応できるかどうか疑問である。

組合員の多くが零細な白色申告者

消費税がらみで、建設業界では労務費ではなく、外注化が進められている。自ら個人事業主になっているのではない。常用だったのが、一人親方にされているのが実態。このような流れが急速に加速している。

組合として記帳指導の取り組みをしているが、2011年分について実施したアンケートによれば66,055人中、白色申告者は7割にも及ぶ。2010年の実態調査では一人親方の４割が事業所得300万円未満にあたる。2014年から始まる記帳義務化は直接的な罰則がないというが、記帳していないことによって、強引な推計課税につながるおそれや消費税の仕入税額控除を否認をされるおそれがある。

2012年３月２日に記帳義務化について国税庁交渉

零細な建設業者は帳簿に記載すべき取引が少なく、取引の相手先も少数であることなど、帳簿に記載すべき事項は極めて少ない。取引の資料が残っていれば、記帳があると見てくれてもいいではないかという要請をした。「取引があった日に記帳をするということは譲れない」というのが国税庁の姿勢。７月４日にも国税庁要請を予定している。消費税率の引き上げが行われれば、死活問題であり、昨年末11月から３月末までに延べ約700人の議員に、記帳義務化を柔軟にやってもらいたいという要請も含めた８項目の要請行動を続けてきている。零細な事業者の現状を見ると今回の回答では十分とはいえない。記帳等義務化についても大衆増税反対と同様、引き続き要請を強めていきたい。

また、賃金実態調査を行っているが、2011年の大工職の年収は292万円、2006年は354万円、この５年間で62万円も下がっている。労働日数は2006年21.5日、2011年は20.6日で労働日数はほとんど変わらず、単価が落ち込んでいることがわかる。

中山真全商連常任理事の報告要旨

納税者権利憲章実現に向けた全商連の立場

2009年８月、納税者権利憲章制定を公約した民主党が総選挙で圧勝し、９月に鳩山内閣が発足した。全商連は民主党政権が掲げた「税制改革」、租税原則を破壊する「控除から手当へ」の変更、社会保障・財政再建を口実にした消費税増税、大資産家や大企業を優遇する税制の継続、生存権を脅かす徴税強化などを批判的に分析した。同時に、税制に生活費非課税、応能負担の原則を貫くこと、納税者権利憲章の制定、自主記帳・自主計算の強化に向けた運動の強化を提起した。

中山真全商連常任理事はこの間の全商連の納税者権利憲章運動について報告

2010年７月、

参議院選挙で民主党が敗北し、単独過半数を取れず、いわゆる「ねじれ国会」となり、情勢が急転する中、2010年11月、納税者権利憲章第２次案を発表した。2011年１月、国税通則法「改正」案を政府・民主党が提案。全商連は2011年２月、国会内でシンポジウムを開催。通則法改悪が消費税増税のための納税環境整備であることを厳しく告発した。民主党政権の提案は、国税通則法の改悪であり、断固阻止の立場で「大綱」の段階から臨戦態勢を敷いてたたかってきた。ＴＣフォーラムの一員として、国税通則法の改正を求めてきた。

一番の問題は、民主党の裏切りにある。個人をあげれば、2009年５月の第17回ＴＣフォーラム定時総会にも来て、故北野弘久先生の前で講演し、憲章制定を約束した藤井裕久民主党税調会長の裏切りは絶対に許せない。

改悪された国税通則法にどう対応するかに関して

全商連は、今年１月に、「改悪国税通則法対策・消費税闘争全国交流会」を開催し、改悪国税通則法とどうたたかうかの基本的な構えについて明らかにしてきた。その一つは、この間の国会答弁や国会決議などの運動の成果を生かすこと。二つは、全商連の権利憲章案や「税務調査の１０の心得」、「滞納処分から身を守る１０の対策」を生かし、実践すること。三つは、自主記帳・自主計算を強化し、仲間を増やして反撃すること、とした。

ＴＣフォーラムに求めたいこと

発言の最後に、Ｑ＆Ａに関する根本的な問題を提起したい。鶴見先生からは、この間の経験をどう生かすのかということが語られた。また、湖東先生からは、今日の議論をさらに進めて冊子を出したいという提案もあった。

納税者権利憲章を制定させるというＴＣフォーラムの目的からすれば、税務調査にどう対応するかという角度から国税通則法を説くというよりも、例えば、「改悪国税通則法の問題点と納税者の権利」として通則法の改悪点や問題点を明らかにしながら、ＴＣフォーラムが目指してきた、あるべき憲章の方向を示すようなものこそ作るべきではないか。このことを提案して発言としたい。

質疑応答

質疑のはじめにＴＣフォーラムが作成した『Ｑ＆Ａ　新国税通則法に伴う税務調査への対応（第１稿）』に対し全商連から７つの問題提起があった。

① Ｑ１に基本的視点が示されている。私たちは、国の主権者は国民・納税者であり、申告納税制度や自主申告権はいささかも揺らいでいないということであり、「税務運営方針」も何ら変わっていないと捉えている。この点をさらに強調してもらいたい。

② Ｑ２のＡでは「今までと同様、対等の立場で対応することが肝要」とあるが、納税者と税務当局との関係が今まで対等であったかのような印象を与える表現にならないようにすべきではないか。

③ Ｑ３ーＱ１０に示されている点については、実践に生かす必要がある。「事前通知チェック表」は活用したい。全商連が毎年行っている「事後調査アンケート」で、事前通知の状況を聞いているが、直近の調査である昨年の数字では「事前通知あり」は調査件数の27.7％、反面調査の際に「本人に通知あり」は19.3％、調査理由を「抽象的に言う」と「具体的に言う」をあわせて37.3％、となっている。こうした状況が今後どう変わっていくか、注視したい。

④ Ｑ１７調査終了の際の手続、修正申告の勧奨、Ｑ１８の理由付記についても実践の中で生かしたい。

⑤ Ｑ１１のＡに、無予告調査が「法律上認められることになった」とし、「次のような場合にのみ、無予告調査ができる」と表現しているが、あくまでも事前通知を行うことが原則で、無予告は例外と捉えるべきではないか。「事前通知の励行に努める」とした税務運営方針についても「しっかり守っていく」との財務大臣答弁もあり、事前通知をするこ

全国から80名の代表が参加して熱心な議論が行われた第20回定時総会・シンポジウムの会場

とが原則であり、そうした角度から書く必要がある。

また、事前通知をしない規定が設けられたからといって「無予告調査ができる」と捉えるべきではない。無予告で臨場された場合でも、任意調査である限り、納税者の都合が優先されなければならない。したがって、Ｑ１２のＡに「法律に無予告調査が規定された」という表現があるが、これは改める必要があるのではないか。手続上、大事なことは、事前通知がない場合はその理由説明を徹底して求めることである。

⑥　Ｑ１４のＡに関しては、料調方式は違法な調査であるということを明確にしたうえで展開する必要があるのではないか。

⑦　Ｑ１６の「留置き」については、Ａで示されている質問検査権の限界を守らせることが重要。また、国民には財産権（憲法29条）があり、憲法35条は「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条（逮捕の要件）の場合を除いては、正当な理由に基づいていて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」としていることについても強調する必要がある。

会場からの質問とパネラーの回答

質問　事前通知が法制化されたことでアリバイ的に使われるのではないか。強権的に使われる可能性がある。記帳義務はどこまで要求するのか。年金生活者がたまたま10万円の仕事をしたときまで、求められるのか。

回答　任意調査であるので、いいよと言ってしまえばおしまい。権力との関係で、断ることを学習していくことが重要。理論上事業所得は10万円でも申告しなければならないが、実際やるかは別問題。記帳義務は青色の65万円控除、10万円控除、現金主義があって、白色とあるので整理が必要。記帳義務は今日の到達点があるので、いきなり変わるわけではな

い。徐々に変わっていくと考えてよい。記帳とは、帳簿とは何か、原始記録の保存によって、実態に即した記帳方法を工夫して申告に活かしている。罰則はないが身を守るためにも必要である。

質問　事前通知の項目１、２が変更可能で、それ以外の項目は変更できないのか。調査の対象期間は、とりあえず１年を見て問題があれば遡ると実務上はやってきた。期間は変更できないのか。

回答　法律上は変更を予定していないが、実際の調査の段階では、通知は限界を定めることで、調査の中で内輪に変更されることはある。

質問　どの範囲が事前通知するべきものなのか。最近は電話での問い合わせが多い。反面調査は、調査に来る前にやってからくる。

回答　事前通知する場合は、実地調査に限る。反面調査の規定はないが、本人に事前通知することを決めたのに、第三者に事前通知をしないというのはおかしい。取引先が個人事業者の場合は、個人情報保護法の問題がでてくる。反面調査はやりにくくなる。銀行の反面調査は、銀行は何でも応じるが、現在はデータ化していてすぐにはわからない。税務職員は面倒なので減少する傾向にある。

質問　呼び出しは、事前通知は必要ないのか。

回答　呼び出しは実地調査ではない。

質問　税理士がどう対応していくべきなのか、悩みが多い。事業再生の案件で、２億円近い人件費を土建労働者に払っている。形式上年末調整されているが、話を聴くと一人親方。外注費になると、１件当たり300万円くらい。記帳義務化にどう対応するのか。また、社会保険に加入しないように労働時間を調整するようなことが起きている。

回答　建設業界で社会保険が推進されていないということが問題になっている。国土交通省が５年以内に100％加入を打ち出している。労働者をより不安定な外注化にするおそれもある。

質問　基本的な視点で、憲法精神が必要。一人一人の納税者が自らの力で解釈できるような文章を作っていくことが大事。今回の改正は、納税者は違法なことをやる犯罪者だという視点で作られているのではないか。税務署は、裁判にいけば自分たちの言い分は通るという思い上がりがある。司法もそれを許してきた。それから、税務運営方針をきちんとすべての税務職員に徹底させることが重要ではないか。

回答　バックボーンとして憲法があるということに異論はない。今日の議論は定められた法をどう解釈して活かしていくかだと思う。異議申し立てや裁判については、今改訂の議論がされている最中なので、この問題も議論しておかなければならないので、どこかで触れる必要がある。

質問　記帳は、常識論では通用しないと思うが、手帳に出面をつけておいて、プラス経費を使ったと記録する。それが記帳だと考えている。

回答　青色申告の65万円控除しているケースでも、日々つけているわけではない。税金のための帳簿をつけるのではなく、その事業に必要な帳簿であっていいと思う。現実と法律の乖離がある。全建総連では所得取りまとめ帳を持っていって国税庁に持って行ったらだめだといわれた。具体的に出面を持っていって、記帳する勘定科目をどうすればいいのかなど要請行動で明らかにしていきたい。

質問　提出のコピーについて、どう断ればいいのか。留め置きの規定がはっきりしていないのではないか。

回答　留め置きの規定は預り証が発行される。法令上は善管注意義務が課せられた。

　持って帰らなければならない事情が何なのか、を質す。必要がある場合とは、真に必要がある場合であり、納税者が納得できるものである。

第20回定時総会開催

シンポジウムに引き続き第20回定時総会が開催された。総会には全国から78名の代表・会員が参加した。座長に平石共子氏（ＴＣフォーラム事務局次長・税理士）を選任した。開会の挨拶を鶴見祐策代表委員が行い議事に入った。

ＴＣフォーラムこの１年の活動報告

2011年４月１日～2012年３月31日

本年度の活動の結果と展望

本事業年度はＴＣフォーラムと納税者権利憲章制定運動にとって激動の1年であった。ＴＣフォーラムは納税者権利保護法制の制定・納税者権利憲章制定を掲げ、与野党国会議員に要請活動を展開してきた。民主党がマニフェストに「納税者権利憲章を制定する」とうたったことから、民主党政権に期待するところが大であった。ところが、2010年７月に実施された参議院選挙の結果、民主党が参議院で単独過半数をとれず、いわゆるねじれ国会となったことから情勢は急転した。

政府・民主党は2011年１月、国税通則法改正法案を国会に提出したが、同法案には、納税者の権利保護に逆行する規定が含まれていた。その主な点は以下のとおりである。

① 税務調査の際、罰則付きで帳簿や物件の提示・提出を求めることができること。

② 提出書類を留め置くことができること。

③ 修正申告の勧奨をすることができること。

④ 事前通知をしなくてもよい場合を幅広く法定化すること。

⑤ 更正の請求を１年から５年に延ばすかわりに「偽り」による請求に罰則規定を設けたこと。

⑥ 増額更正処分ができる期間を３年から５年に延ばしたこと。

⑦ 零細な白色申告者に記帳義務を課したこと。

⑧ 納税者権利憲章に権利だけでなく義務も記載すること。

などであった。ＴＣフォーラムは真に納税者の権利を保護するための法改正にするため、これらの点について修正を求めて運動を展開した。同法案はＴＣフォーラムなどの運動もあり、2011年６月８日、未成立のまま、三党合意で「引き続き協議」となった。

ところが、民主党税調のトップは閉会中に密室で野党との実務者協議を行い、2011年10月７日、会長一任をとりつけた。その内容はそのまま政府案となって臨時国会に提出された。提出された国税通則法「改正」案は当初案よりさらに納税者の権利を後退させるものであった。その主な点は以下のとおりである。

① 文書による事前通知（反面調査を含む）を法定化しないこと。ただし、事前通知をしない例外規定は当初案のとおり法制化した。

② 修正申告に必要な調査結果を文書により行うことを法定化しないこと。

③ 納税者権利憲章の策定を見送ること。当初案にあった「国民の権利利益の保護を図りつつ」（第１条）という文言を削除すること。

④ 国税通則法の名称を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変えるとした当初案を撤回し、国税通則法のままとすること。

要するに三党合意による「改正」国税通則法は、「権利」という文言をすべて外すことにしたのである。

ＴＣフォーラムは緊急役員会を開催し、このままでは臨時国会に提出することに反

対せざるを得ないとの立場から、運動を急速に展開することとした。そして2011年11月11日、参議院議員会館において「国会内緊急集会」を開催し、採択された決議文を衆参関係議員96名に配布した。
我々の激しい運動にもかかわらず、残念ながら2011年11月30日、参議院本会議において賛成209票、反対20票で国税通則法「改正」法案は原案通り可決成立した。法案に反対したのは日本共産党、みんなの党、社民党の三党であった。

ただ、この間の衆参財金委員会で菅川洋衆議院議員（民主党）、佐々木憲昭衆議院議員（日本共産党）、中西健治参議員議員（みんなの党）、大門実紀史参議員議員（日本共産党）、水戸将史参議員議員（民主党）らが政府・財務省・国税庁に対し質問し、運用上納税者の権利を侵害しないよう、一定の歯止めをすることができた。

また、附則106条に「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」との１項を規定させた。この規定を使い、引き続き納税者の権利保護法制の確立に向けて運動を続けていくことが重要である。
以下に本年度の活動を時系列で示す。

(1) 2011年４月26日　政府提案の国税通則法改正案には、納税者の権利保護に役立たず義務強化となるものがあるため、衆参90名の国会議員に「国税通則法改正に関する緊急要望書」を作成し陳情活動を行った。
(2) 2011年５月26日　自民党税調メンバーを中心に「緊急要望書」を配布し、要請行動。
(3) 2011年６月６日　衆参90名の国会議員に「修正要望書」をもって陳情活動を行う。
(4) 2011年６月８日　国税通則法の抜本改正はいわゆる三党合意によりいったん先送り、「引き続き協議」（閉会中審査）となる。
(5) 2011年６月11日　第19回定時総会を開催（於、東京税理士会館）。定時総会に先立ち特別講演として菅川洋氏（民主党衆議院議員・財務金融委員会委員・税理士）を招き「改正国税通則法と国会内情勢」と題して記念講演をしていただく。参加者は全国から81名。定時総会には民主30人、社民1人、共産3人、公明1人、みんなの党1人の衆参両院議員36人からメッセージをいただく。
(6) 2011年６月20日　「ＴＣフォーラム中央情報第30号」（菅川洋氏の講演と総会特集号）発行。
(7) 2011年９月５日　ＯＴＣ（納税者の権利憲章をつくる大阪の会）定期総会開催、湖東京至事務局長が「通則法改悪でどうなる税務調査」と題して記念講演。
(8) 2011年10月５日　若干手直しした「国税通則法改正法案の修正要望書」を作成し衆参95人の国会議員に要請行動展開。
(9) 2011年10月７日　事態急変。民主党税制調査会（会長・藤井裕久衆議院議員）は党税調役員会を緊急に開催し、国税通則法改正案の取扱について会長一任を取り付けた。藤井会長は、密室で行われた三党実務者協議に基づき、納税者の権利に関する条項をすべて削除ないし見送ることとした。10月８日の朝日新聞に「納税者権利憲章見送り」の記事が掲載される。
(10) 2011年10月11日　民主党税調は「国税通則法改正法案について」のメモを作成。当初政府案にあった文書による事前通知は不要（口頭でよい）、修正申告の勧奨前に文書により調査結果を通知することは不要（口頭でよい）、納税者権利憲章や国税通則法第1条にあった国民の権利利益の保護は見送り、名称も国税通則法を変えないとした。
(11) 2011年10月14日　ＴＣフォーラム緊急役員会開催。骨抜き国税通則法「改正」案上程阻止運動を展開することを決定。
(12) 2011年11月１日　「ＴＣフォーラム中央情報第31号」を緊急発行。急転した国税通則法「改正」内容を会員に知らせる。
(13) 2011年11月７日　日本経団連など80の全国団体に「国税通則法修正法案の反対運動協力のお願い」文を発送。日本医師会、専税協議会、日本租税理論学会、日本国民救援会などから反応があった。
(14) 2011年11月11日　国会内で上程阻止緊急集会を開催。定員78人の会場に全国から145人が詰めかけた。国会議員では水戸将史参議員議員（民主党）、佐々木憲昭衆議院議員（日

本共産党)、菅川洋衆議院議員（民主党)、橋本勉衆議院議員（民主党）が出席、他に議員秘書が７名参加。修正国税通則法案に反対する決議文採択。

(15) 2011年11月14日　衆参96人の国会議員に11月11日に採択した決議文をもって「修正国税通則法を廃案に！」と訴え要請行動を展開した。同日、藤井裕久民主党税調会長、海江田万里衆議院財務金融委員会委員長、尾立源幸参議院財政金融委員会委員長に面談申し入れ。

(16) 2011年11月17日　面談の申し入れをしていた尾立源幸参議院財務金融委員会委員長と面談。ＴＣフォーラムから鶴見代表、湖東、槐島、小俣が参加し廃案を要請した。なお、海江田万里衆議院財務金融委員会委員長には湖東が１人で短時間だが面談した。藤井裕久氏からは何の反応もなかった。

(17) 2011年11月30日　衆参両財金委員会で各１日審議の後、参議院本会議で政府提案どおり「新国税通則法」が可決成立し、2011年12月２日公布、税務調査関係の施行日は2013年（平成25年）１月１日となった。なお、採決の結果は賛成209票、反対20票、反対したのは日本共産党、みんなの党、社民党の三党。

(18) 2011年12月15日　「ＴＣフォーラム中央情報第32号」発行。衆参財金委員会における国税通則法関係の質疑を全文掲載。

(19) 2012年２月６日　ＴＣフォーラム役員会開催。この間の運動の総括を行い、「新国税通則法で税務調査はどう変わるか、Ｑ＆Ａ」を作成することとした。

以上

2012年度ＴＣフォーラム活動方針（案）

ＴＣフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）は、会則第1条「納税者（タックスペイヤー）の権利保護のため、納税者権利憲章の制定を目指し、ひろく世論を喚起し、納税者の権利を確立することを目的とする」との規定にのっとり、真に納税者の権利保護に資するための国税通則法等の改正を目指し以下の活動を行う。

１、政府・与党が国会に提出した国税通則法「改正」案は、与野党協議の過程で今国会での提出は見送り、二次補正予算法案の提出時に与野党合意の上再提出するという。政府案は国民の権利利益の保護に資するとうたいながら納税者の権利を侵害する条項が盛り込まれていた。ＴＣフォーラムは問題点の修正を要望するとともに、文字通り納税者の権利のみを記載した国税通則法改正案・納税者権利憲章を制定するためにさらに運動を展開する。そのため、随時市民集会やシンポジウムを開催する。

報告する湖東京至事務局長、なお湖東事務局長は本総会において代表委員を兼務することとなった

２、本年度は、まず6月11日開催の第19回定時総会・講演会（於、東京税理士会館）において、民主党衆議院議員・「納税者の権利を確立するための議員連盟会員」衆議院財務金融委員会委員で税理士の菅川洋氏を招き、「改正国税通則法と国会内情勢」と題して講演をしていただく。

３、諸外国の例に見られるように、仮に納税者権利保護法・納税者権利憲章が制定されたとしても、逐次見直しを行い、よりよい権利保護法にしていく必要がある。今後の課題として、①徴収における納税者の権利の確立、②アドバンス・ルーリング（事前照会制度）の確立、③国税不服審判所の抜本的改革、④不服申立前置主義の廃止、⑤不服申立における総額主義を争点主義に変える問題、⑥税金裁判のあり方の検討、等々があげられる。

４、納税者に対する権利侵害の状況を調査・集約し、広く世論、マスコミ関係者へ働きかける。

５、業界団体、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。とりわけ、地方税等において人権を無視した税の取立てが行われており、この面からも納税者の権利保護が重要であることを訴えていく。

６、会員に対しニュース「ＴＣフォーラム中央情報」を随時発行し情報を知らせるとともに、会員拡大に努め組織を強化する。

2012年度ＴＣフォーラム役員名簿

役職名	氏　名	所　属　・　役　職	備　考
代表委員	鶴　見　祐　策	弁護士・第一法律事務所	
同	湖　東　京　至	税理士・元静岡大学教授	新任・事務局長兼務
運営委員	荒　川　俊　之	税理士・税制経営研究所	
	市　木　雅　之	税理士・全国青年税理士連盟会長	
	小　林　正　和	全建総連税金対策部長	
	佐　伯　正　隆	税理士・税経新人会全国協議会事務局長	
	冨　山　泰　一	税理士・不公平な税制をただす会事務局長	
	永　沢　　晃	税理士・東京税財政研究センター理事長	
	勝　部　志　郎	全商連常任理事	
	岩　川　　修	全国保険医団体連合会事務局次長	
事務局長	湖　東　京　至	税理士・元静岡大学教授	
事務局次長	平　石　共　子	税理士・東京税経新人会会長	新任
事務局	岡　田　俊　明	税理士	
	小　俣　勝　彦	全建総連税対部	
	小　林　俊　光	全商連運動政策部	
	長谷川　　博	税理士・日本大学法科大学院講師	
	益　子　良　一	税理士・専修大学法学部講師	
	松　山　　洋	全国保険医団体連合会事務局	
会計監査	宮　本　浩　一	税理士	
	福　田　悦　雄	税理士	新任

第20回定時総会・シンポジウムにメッセージをいただいた国会議員の方々（到着順）

	お　名　前	所属政党	衆参別　　選挙区	肩書き、所属委員会等
1	水　戸　将　史	民主党	参議院議員　神奈川	財政金融委員会理事
2	金　子　洋　一	同	参議院議員　神奈川	財政金融委員会委員
3	海江田　万　里	同	衆議院議員　東京１区	財務金融委員会委員長
4	渡　辺　喜　美	みんなの党	衆議院議員　栃木３区	党代表
5	伴　野　　豊	民主党	衆議院議員　愛知８区	国土交通委員長
6	藤　井　裕　久	同	衆議院議員　比例南関東	党税調会長
7	佐々木　憲　昭	日本共産党	衆議院議員　比例東海	財金委員会委員
8	大　門　実紀史	同	参議院議員　比例	財金委員会委員
9	吉　井　英　勝	日本共産党	衆議院議員　比例近畿	党経済産業部会長
10	池　田　元　久	民主党	衆議院議員　神奈川６区	厚生労働委員長
11	神　風　英　男	同	衆議院議員　埼玉４区	防衛大臣政務官
12	本　村　賢太郎	同	衆議院議員　神奈川14区	納税者権利確立議連
13	玉　置　公　良	同	衆議院議員　比例近畿	納税者権利確立議連副会長
14	尾　立　源　幸	同	参議院議員　大阪	財政金融委員会委員長
15	中　林　美恵子	同	衆議院議員　神奈川１区	財金委員会委員

国税庁のパブリックコメントに対し提出したＴＣフォーラムの意見

ＴＣフォーラムは2012年7月30日、役員会の決定に基づき「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達」の制定（案）に対する意見を提出した。以下はその全文である。

国税庁　課税部　課税総括課御中

「国税通則法第７章の２（国税の調査）関係通達」の制定（案）に対する意見

2012年7月30日

ＴＣフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）

東京都中野区中野4-5-1-501

☎　03-3385-0124

代表委員・鶴見祐策（弁護士）

同　・湖東京至（ことうきょうじ）（元静岡大学教授・税理士）

標記通達（案）に対するパブリックコメントが求められたので、通達番号に沿って変更又は削除すべき箇所を指摘しその理由を述べる。

（調査の意義）

１－１

(1)「調査」とは、任意調査であり犯罪のために認められたものではないから、納税義務者の理解と協力を得るように努め、納税義務者の承諾のもとに行うことに留意する。その前提に立ち、国税（法第74条の２から法第74条の６までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準又は税額等を確認する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為~~（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）~~を「調査」という。

［理由］国税通則法に定める質問検査権の行使は犯罪のために認められたものでないことは法第74条の８に規定するところから明白であるから、この観点を税務職員に明確に示すとともに、納税義務者の協力・承諾が必要であることをはじめに明示すべきである。また、通達案の括弧書きにある（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）の記述は、任意調査の範囲を逸脱した解釈を与えるおそれがあるので削除すべきである。

(2) 削除

［理由］異議決定のための調査は、納税義務者の権利救済のためのものであるから、納税義務者が申し立てた問題点だけを

検討すべきものであり（争点主義）、すべての事項について再度調査する1-1の調査（総額主義）に含めるべきではない。したがって（2）は削除すべきである。

（質問検査の対象となる者の範囲）

１－４　法第74条の２から法第74条の６までの各条の規定による当該職員の質問検査権は、それぞれ各条に規定する者及びこれらの者の代理人に限るのであり、これらの者の使用人その他の従業員に及ばないことに留意する。

［理由］調査は任意調査であっても場合によっては罰則の適用もあり得るので、質問検査の対象は法的には納税義務者や法人の代表者及び税務代理人に限定すべきものである。仮に実務上、経理処理を担当した従業員が質問に補充的に回答することがあったとしても、それは調査の効率上、納税義務者等の協力によって行われるものであり、その責は納税義務者等が負うことになるからである。

（質問検査の対象となる帳簿書類その他の物件の範囲）

１－５　法第74条の２から法第74条の６までの各条に規定する「帳簿書類その他の物件」には国税に関する法令の規定により備付け、記帳又は保存しなければならないこととされている帳簿書類のほか、各条に規定する国税に関する調査または徴収の目的を達成するために必要と認められる帳簿書類その他の物件も含まれるが、納税義務者のプライバシーや基本的人権を損なうこととなるような帳簿書類その他の物件は含まれないことに留意する。

（注）削除

［理由］通達案は調査に必要であれば如何なる帳簿書類その他の物件であっても対象となる書き方となっており、納税義務者を萎縮させる。調査における帳簿書類や物件の提示・提出は税務署側の必要性の度合いと納税義務者の私的利益との衡量において認められるものであるから、納税義務者のプライバシーを侵害するようなものを含まないのは当然であり、そのことを職員に徹底させる必要がある。なお、通達案の（注）にある「国外において保存するものも含む」とする点は、法律解釈の限界を超えているものであるから削除すべきである。もし必要であるなら国税通則法本法に規定すべきものである。

（物件の提示又は提出の意義）

１－６　法第74条の２から法第74の６までの各条の規定にある「物件の提示又は提出」とは、当該職員が罰則をもって強制的に要求するものではなく、個々の物件ごとに納税義務者の承諾のもとに任意に「提示又は提出」されるものであることに留意する。

［理由］通達案は「……当該職員が確認し得る状態にして示すこと」とか「当該物件（その写しを含む。）の占有を移転することをいう」など、税務職員に強制調査に類似する権能を付与しているような文言がみられる。こうした表現は納税義務者を萎縮させ、任意調査のルールを失するおそれがあるので上記のように変更し、透明性の高い調査を実施すべきである。

（留置きの意義）

２－１

(1) 法第74条の７に規定する「提出された物件の留置き」とは、納税義務者によって

任意に提出された物件を国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の庁舎内において善良な管理者の注意をもって保管する状態をいう。

［理由］留置きできる物件は納税義務者の承諾のもとに任意に提出されたものであることを確認すべきである。また、「支配下」とか「占有」などの文言は納税義務者に恐怖感を与え任意調査にふさわしいものではないので上記のように変更すべきである。

(2) 削除

［理由］通達案は納税者が任意に提出した物件について、「これは返さなくてもよいです」と申し出ることを予定しているが、返還しなくてもよい物件を持ち帰ること自体任意調査の限界を超えている。とりわけ（注）に「納税義務者等が新たに作成した物件（申述書等）」を例示しているが、申述書は法的根拠のない文書であり、納税者の権利保護にとって無益・無用のものであるので削除すべきである。

（納税義務者の範囲）

３－５　法第74条の９から法第74条の11までの各条に規定する通知、説明、勧奨又は交付の各手続の相手方となる「納税義務者」には、納税義務者が未成年の場合における法定代理人は含まれるが、納税義務者が法人の場合における役員若しくは納税申告書に署名した経理に関する事務の上席の責任者又は源泉徴収事務の責任者のように一定の業務執行の権限委任を受けている者等は含まれないことに留意する。

［理由］通達案１－４でも指摘したように調査は任意調査であるとしても場合よっては罰則の適用もあり得るので、実地調査の対象者は法的には納税義務者や法人の代表者及び税務代理人に限定すべきものである。法人税別表一には経理責任者の自署捺印欄があるが、確定申告書の記載事項は法的には代表者の氏名を書けば足りる（法人税法施行規則34条）。他の役員や経理責任者等を質問検査権の相手方に加えることは租税法律主義の枠を超えたものであるので、これらの者が含まれないことを明記すべきである。

（法第74条の９又は法第74条の10の規定の適用範囲及び事前通知の期間）

４－１　法第74条の９又は法第74条の10の規定が適用される調査には、~~更正決定等を目的とする~~法第74条の２から法第74条の６までに掲げる任意調査のほか、異議決定や申請等の審査のために行う調査も含まれることに留意する。ただし、異議決定のための調査は納税者の権利救済のために行われるものであるから、法第74条の10（無予告調査）の適用はないことに留意する。

なお、事前通知は原則としてすべての実地調査に際し行うものであって、法第74条の10の規定（無予告調査）は極めて例外的な場合に限って行われるものであることに留意する。また、事前通知は相手方の権利侵害にならないよう少なくとも14日以上前に行うものとする。

［理由］通達案にある「更正決定を目的とする調査」という文言は更正決定が前提であるように受け取れるので変更すべきである。納税義務者の権利救済のために行う実地調査については、法の趣旨から無予告調査を一切行わないことを明記すべきである。また原則として事前通知を行うことを徹底させるとともに、法の趣旨

から相当程度の期間(14日間から１ヶ月)前に事前通知すべきことを周知させるべきである。

(質問検査権の対象となる帳簿書類その他の物件の範囲【１－５の再掲】)

４－４　上記１－５に指摘したとおりに変更すべきである。

(「調査の対象となる期間」として事前通知した期間以外の期間に係る帳簿書類その他の物件【４－４の例示】)

４－５　削除

[理由] 申告納税制度の下では納税者が自ら計算し申告・確定した所得に対して、法に照らして疑義がある場合に限定して調査を行うべきである。実地調査を行う場合は納税義務者に対し法的安定性、予測可能性を確保することが必要であり、事前通知した期間に限定して調査を行うことが原則である。事前通知した期間以外の期間に非違が疑われることとなった場合には当該期間についても質問検査を行うことができることと規定されているが、この規定はあくまで例外規定である。まして「進行年分を含む」とする解釈は申告納税制度の本旨を逸脱した拡張解釈といわなければならない。したがって本項は削除すべきである。

(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)

４－６　法第74条の９第２項の規定の運用にあたっては、納税義務者（税務代理人を含む）の事情をよく聞き、その申し出にこたえるよう留意する。この場合、合理的理由には納税義務者等の業務上の理由だけではなく、入院・加療、親族・友人の冠婚葬祭その他私的な理由であっても、可能な限り合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。

[理由] 実地調査は納税義務者側の理解と協力によって実施されるものであるから、税務署側の都合より納税義務者側の都合を優先的に考慮すべきことはいうまでもない。仮に納税義務者側が答弁しない場合、法127条に規定する罰則が適用される。それだけに納税者側の要望を十分に配慮することが必要である。なお、同項通達案にある（注)、税務代理人に対する通知の文章については変更の必要はないと考える。

(「違法又は不当な行為」の範囲)

４－８　削除

[理由] 法第74条の10の規定は事前通知をしない場合の例外規定であるが、そもそも法は、原則として実地調査に際し事前通知を行うことを予定しているのであり、例外規定は厳格かつ限定的に解釈すべきものである。しかるに通達案４－８は「結果として事前通知後に、違法又は不当な行為を行ったと評価される状態を生じさせるもの」まで含めるとし、法が予定しない拡張解釈を行っている。したがって本通達案は削除すべきである。

(「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認められる場合の例示)

４－９　削除

[理由] そもそも法第74条の10は事前通知を必要としない場合について、「……おそれがあると認められる場合」で括られており、税務署側の恣意的判断が入り込む

余地がある。通達案は（1）から（5）までの各項の文末はすべて「……合理的に推認される場合」となっており、いっそう不明瞭な表現になっている。また、例示されている事項はいずれも納税者性悪説に立った脅迫的表現である。さらに、例示された事項はいずれも罰則が用意されているのであるから、無予告調査の実施条件とは無関係である。したがって本通達案は例示としてふさわしくないので削除すべきである。

（「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の例示）

４－１０　削除

［理由］通達案（1）は「……第三者が調査立会いを求めるなど……」とあり、「第三者の調査立会いを求めるなど」と書いていないところから、実地調査の場に第三者が乱入してくる場合を予想したもの推量され、納税義務者があらかじめ第三者に立会いを求めた場合は含まれないと読める。しかし、これまでの実地調査では納税義務者が依頼した第三者を排除していることもあり、単なる誤記であるとも考えられる。そうであれば、密室で行われる実地調査において納税義務者の権利侵害を監視し、透明性の高い調査を展開するために、納税義務者自身の要請による立会人は基本的人権を保護する観点から必要なものであり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすことはない。なお、通達案（2）、（3）は文書照会などで解決できる問題であり、実地調査以前の問題であるから例示としてふさわしくない。したがって本通達案はすべて削除すべきである。

（調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明）

５－４　国税に関する調査の結果、法第74条の11第２項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該説明について納税義務者から再度説明を求められた場合、又は当該説明について納税義務者から事実が異なるとの指摘があった場合、当該職員は真摯に説明に応じ、若しくはその指摘について検討し、その結果を再度納税義務者に説明することとする。

［理由］通達案は納税義務者が修正申告の勧奨に応じようとしないとき、又は修正申告書の提出をためらっているとき、「当初案で修正申告しないならもう一度調査をやり直す」とか「他にも更正すべき箇所はある」と脅迫し、不服申立をさせず早期に修正申告書の提出を勧奨するための条項である。法第74条の11第３項に修正申告の勧奨ができる旨の条文規定が設けられたが、当初の政府案では透明性を図るため「書面」により修正内容を交付することとなっていた。それを口頭でよいこととしたとしても、商売相手との価格交渉のような「駆け引き」をすることは法の要請するところではない。したがって、仮に本通達案を残すのであれば、納税義務者側から再度説明を求められた場合、又は納税義務者側から事実が異なる旨の指摘があった場合に限定すべきである。

（法第74条の11第６項の規定の適用）

５－６　削除

［理由］本通達案は法第74条の11第６項をそのまま引き写しているだけのものであり、また同条同項は特別な法解釈を必要としないので削除すべきである。なお、仮に

通達案の（注）1（再調査から異議決定調査等の除外）及び2（3－1該当調査の解釈）の記述が必要であるなら、この部分だけを記述すべきである。

（「新たに得られた情報」の意義）

5－7　法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第1項の通知又は同条第2項の説明~~（5－4の場合には、再度の説明）~~に係る国税の調査において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において、すでに有していた情報（当該通知又は当該説明の際納税者に開示せず温存していた情報）をいうのではなく、その後に入手した情報をいうのであるから留意する。

（注）調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。

［理由］通達案（）内にある「5－4の場合の再度の説明」は、5－4で示した理由により不要であるので削除する。また通達案は「当該通知又は当該説明の根拠として有していた情報以外の情報」としているが、これは説明等を行った時点ですでに有していたが、あえて納税義務者側に示さなかった情報を含むものであり、それを新たに入手した情報として再調査開始の根拠とすることは法の趣旨を逸脱するものである。よって上記のように変更すべきである。

（「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲）

5－8　法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認められる場合だけをいうのであり、すでに有していた情報と新たに得られた情報とを総合勘案した結果、非違があると推認される場合は含まれないのであるから留意する。なお、「非違があると認めるとき」には、税額等が増額となる場合だけではなく、減額となる場合も含まれるのであるから留意する。

［理由］再調査は納税義務者における法的安定性、予測可能性に逆行するものであり、また禁反言の原則に反するものであるから、慎重が上にも慎重を期して開始すべきである。したがって法は、新たに得られた情報により直接的に非違が明白である場合に限定して再調査の開始を認めていると解すべきであり、納税義務者に開示しなかった情報と「総合勘案した結果」再調査することは予定していない。なお、法第26条は増額更正だけでなく減額更正も予定している。よって上記にように変更すべきである。

以上